

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置の実施について

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価(新労務単価)が決定・公表され、令和6年3月から適用した公共工事設計労務単価(旧労務単価)に比べ、全職種単純平均で6.0%上昇しました。これに伴い、「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」(令和7年2月17日付け国不入企第49号国土交通省不動産・建設経済局長通知)による国からの要請を踏まえ、本市におきましても、下記のとおり特例措置を講じることとしましたので、お知らせします。

記

(1) 特例措置の内容

対象工事の受注者は、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するため請負代金額の変更の協議を建設工事請負契約書第62条に基づき請求することができます。

(2) 特例措置の対象

(ア) 令和7年3月1日以降に契約を行う工事請負契約のうち、旧労務単価(令和6年3月から適用した公共工事設計労務単価をいう。以下同じ。)を適用して予定価格を積算しているもの

※市場単価又は単価見積のみで積算し、労務単価を積上げにより積算していない案件は対象としない。

(イ) 令和7年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、令和7年3月1日において工期の始期が到来していないもの。

※インフレスライド条項の適用を準用します。

(ウ) 令和7年3月1日以降に契約を行う設計業務委託等のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

※市場単価又は単価見積のみで積算し、労務単価を積上げにより積算していない案件は対象としない。

(3) 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。

変更後の請負代金額＝

新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格×当初契約の落札率

※市場単価又は単価見積で積算している案件であっても、警備、廃棄物処理など労務単価を積上げて積算している部分があるものは、当該積上げで積算している部分のみを対象とします。

(4) 対象工事等の受注者への通知

対象工事等の受注者には、市から個別に通知する。

- ・契約締結済の場合:担当課
- ・契約締結未済の場合:契約検査課

(5) 対象工事等の受注者から豊中市への協議の請求期限

- ・契約締結済の場合:令和7年4月25日(金)
- ・契約締結未済の場合:

契約締結日から起算して10日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

ただし、この日が令和7年4月25日以前となる場合は、令和7年4月25日(金)

(6) その他

請負代金額が変更された場合は、「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」(令和7年2月17日付け国不入企第49号国土交通省不動産・建設経済局長通知)の趣旨にのっとり、元請け企業と下請け企業の間ですでに締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について、適切に対応するようお願いします。

新労務単価の適用時期については、工事担当課にお問い合わせください。

以上

お問い合わせ先
豊中市総務部契約検査課
契約係(工事担当)
電話(06)6858-2075